

石川県最低賃金が時間額 1,054 円に改正されました

- ① 石川県最低賃金が、令和7年10月7日から、時間額 1,054 円に引き上げられました。
 これで石川県最低賃金は過去6年間のうち 5 年間で 20 円を超える引き上げ額になりました。
 平成 23 年以降、引き上げ額は令和 2 年を除き前年引き上げ額を上回る結果になっています。

石川県最低賃金		引上額	石川県最低賃金		引上額	石川県最低賃金		引上額
平成 8 年	606 円		平成 18 年	652 円	3 円	平成 28 年	757 円	22 円
平成 9 年	619 円	13 円	平成 19 年	662 円	10 円	平成 29 年	781 円	24 円
平成 10 年	630 円	11 円	平成 20 年	673 円	11 円	平成 30 年	806 円	25 円
平成 11 年	636 円	6 円	平成 21 年	674 円	1 円	令和元年	832 円	26 円
平成 12 年	641 円	5 円	平成 22 年	686 円	12 円	令和 2 年	833 円	1 円
平成 13 年	645 円	4 円	平成 23 年	687 円	1 円	令和 3 年	861 円	28 円
平成 14 年	645 円	0 円	平成 24 年	693 円	6 円	令和 4 年	891 円	30 円
平成 15 年	645 円	0 円	平成 25 年	704 円	11 円	令和 5 年	933 円	42 円
平成 16 年	646 円	1 円	平成 26 年	718 円	14 円	令和 6 年	984 円	51 円
平成 17 年	649 円	3 円	平成 27 年	735 円	17 円	令和 7 年	1,054 円	70 円

- ② そうすると、この5年間で賃金時間額が 221 円上がり、年間法定労働時間 2085 時間に乗じると、40 万 0785 円ですから、月給では 3 万 8399 円賃金額が引き上げられたことになります。

時間額 1,054 円に月労働時間 173 時間に乗じると、賃金は 18 万 2342 円以上が必要となります。

- ③ 月給制の場合の月額給与の時間当たり賃金額を確認する必要があります。

具体的な賃金を決めるに当たり、使用者は最低賃金法(昭和34年法律第137号)に基づき決定される最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

労働者に支払おうとする賃金又は支払っている賃金が最低賃金額以上となっているかについては、時間によって定められた賃金(以下「時間給」といいます。)の場合は、当該時間給を最低賃金額と比較することにより判断します。

また、日、週又は月によって定められた賃金の場合は、当該金額を上記各期間における所定労働時間数で除した時間当たりの額と最低賃金額とを比較することにより判断します(最低賃金法第4条、最低賃金法施行規則第2条)。

月額給与や手当の時間額算定方法(最低賃金法施行令第1条)

- 1 最低賃金と比較する賃金時間額は、次の賃金額を所定労働時間数で除した金額です。

$$\text{賃金時間額} = \frac{\text{定期賃金(基本給+手当)}}{\text{所定労働時間数}}$$

- ① 時給、時間給の賃金は、その金額

$$\text{賃金時間額} = \text{時給、時間給の時間額}$$

- ② 日給、日額の賃金は、日給額、日額の金額を一日の所定労働時間数で除した金額
 日によって所定労働時間数が異なる場合は、
 日給額、日額の金額を、一週間における一日平均所定労働時間数)で除した金額

$$\text{賃金時間額} = \frac{\text{日給の金額}}{\text{一日の所定労働時間数}}$$

- ③ 週給の賃金は、その金額を週における所定労働時間数
週によって所定労働時間数が異なる場合は、
四週間における一週平均所定労働時間数で除した金額

$$\text{賃金時間額} = \frac{\text{週給の金額}}{\text{一週の所定労働時間数}}$$

- ④ 月によって定められた賃金は、その金額を月における所定労働時間数で除した金額
月によって所定労働時間数が異なる場合は、
一年間における一月平均所定労働時間数で除した金額

$$\text{賃金時間額} = \frac{\text{月額賃金(基本給+手当)}}{\text{月所定労働時間数}}$$

- ⑤ 月、週以外の一定の期間によって定められた賃金は、①～④の方法に準じて算定した金額
一定の期間によって所定労働時間数が異なる場合は、
一年間における一定の期間平均所定労働時間数で除した金額

$$\text{賃金時間額} = \frac{\text{一定期間の賃金額}}{\text{一定の期間の所定労働時間数}}$$

- ⑥ 歩合給、出来高払給によって定められた賃金は、その賃金算定期間(賃金締切期間)に歩合給、
出来高払給によって計算された賃金総額をその賃金算定期間の総労働時間数で除した金額

$$\text{賃金時間額} = \frac{\text{歩合給、出来高払給の金額}}{\text{賃金算定期間の総労働時間数(所定労働時間+時間外休日労働時間)}}$$

- ⑦ 労働者の受ける賃金が前各号の二以上の賃金よりなる場合には、その部分について各号によっ
てそれぞれ算定した金額の合計額

$$\text{時給の時間額} + \text{日給の時間額} + \text{週休の時間額} + \text{月給の時間額} + \text{その他期間給の時間額給} + \text{歩合給の時間額}$$

2 休日手当その他同項各号の賃金以外の賃金(時間によつて定められた賃金を除く。)は、月によつて定められた賃金とみなされます。

実例

月所定労働時間 170 時間、残業 30 時間で基本給月額 20 万円と皆勤手当 1 万円と歩合給 12 万円の場合

$$\text{定額給与の割増賃金} = \frac{20 \text{ 万円} + 1 \text{ 万円}}{170 \text{ 時間}} = 1235 \text{ 円}$$

と

$$\text{歩合給の割増賃金} = \frac{12 \text{ 万円}}{170 \text{ 時間} + 30 \text{ 時間}} = 600 \text{ 円}$$

の合算額 1235 円 + 600 円 = 1835 円が割増賃金額になります。

(参考) 所定労働時間の計算実例

所定休日が、完全週休2日制で祝祭日と夏季休暇3日間と年末年始7日間の場合

月別	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	合計
暦日数	31 日	28 日	31 日	30 日	31 日	30 日	31 日	31 日	30 日	31 日	30 日	31 日	365 日
日曜日	4 日	4 日	5 日	4 日	3 日	5 日	4 日	4 日	5 日	4 日	4 日	5 日	51 日
土曜日	4 日	4 日	5 日	4 日	3 日	5 日	4 日	5 日	4 日	4 日	4 日	4 日	50 日
祝祭日	1 日	1 日	1 日	1 日	4 日	0 日	1 日	1 日	2 日	1 日	2 日	0 日	15 日
その他	3 日	0 日	0 日	0 日	0 日	0 日	0 日	3 日	0 日	0 日	0 日	3 日	9 日
休日計	12 日	9 日	11 日	9 日	10 日	10 日	9 日	13 日	11 日	9 日	10 日	12 日	125 日
労働日	19 日	19 日	20 日	21 日	21 日	20 日	22 日	18 日	19 日	22 日	20 日	19 日	240 日

月額給与や手当の範囲(最低賃金法施行令第1条)

賃金時間額は、通常支払われる定期賃金を所定労働時間で除して時間額になります。

$$\text{賃金時間額} = \frac{\text{定期賃金(基本給+手当)}}{\text{月所定労働時間数}}$$

この定期賃金(基本給+手当)が割増賃金の基礎となる賃金ですが、これに算入しない賃金が法令で定められています。

- ① 一月をこえない期間ごとに支払われる賃金以外の賃金で厚生労働省令で定めるもの
 臨時に支払われる賃金(客席が満員御礼のときに臨時に支払われる大入袋や
 事業に特別の利益があったときに臨時に支払われる特別業績手当など)
 一月をこえる期間ごとに支払われる賃金(算定期間が1月以上の賞与など)
- ② 通常の労働時間又は労働日の賃金以外の賃金で厚生労働省令で定めるもの
 所定労働時間をこえる時間の労働に対して支払われる賃金(時間外労働の割増賃金など)
 所定休日に対して支払われる賃金(休日労働の割増賃金など)
 午後十時から午前五時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち通常の労働時間の賃金の
 計算額をこえる部分(深夜業の割増賃金など)
- ③ 各最低賃金において算入しないことを定める賃金
 石川県最低賃金では、精皆勤手当、通勤手当、家族手当

手当としては、通勤手当、家族手当といった勤務に無関係の手当と精勤手当、皆勤手当といった出勤状況次第で支給されない手当ですが、これに類似の手当と思われるものでも、これら以外の手当は加算できません。

また、家族に関係なく支払われる家族手当や通勤方法と無関係に支払われる通勤手当など実質を伴わないものも加算できません。そうすると、

賃金の種類	賃金時間額の算定基礎賃金に算入できるか算入できないか
基本給	加算算入できる
歩合給	歩合給の割増賃金計算方法による※
職務給	加算算入できる
業務手当	加算算入できる
作業手当	加算算入できる
特殊勤務手当	特殊作業を行った時間分支払うものは、特殊作業が時間外労働に及んだ分のみ加算算入できる
深夜手当	午後10時から翌午前5時までの深夜業に対する割増賃金なら不算入
生産奨励金	時間外労働に対して支払うものならば不算入、それ以外は加算
生産手当	生産量が月間目標を超えた場合の加給が個人別評価によるなら歩合給の割増賃金計算方法による※
皆勤手当	加算算入できない
精勤手当	加算算入できない
外勤手当	事業場外労働のみなし労働時間制に対する賃金が時間外労働に対する固定割増賃金は不算入、それ以外は算入できる
家族手当	扶養家族、同居家族に応じて支払われる手当は算入できない
住宅手当	賃貸住宅、持ち家の負担に対して支払われる手当は算入できる
通勤手当	通勤距離、通勤方法に応じて支払われる手当は算入できない
子女教育手当	扶養子女の学資負担に対して支払われる手当は算入できる
大入袋	客席が満員御礼のときに臨時に支払われる手当なら算入できない
特別業績手当	事業に特別の利益があったときに臨時に支払われる手当なら算入できない

(参考)最低賃金比較の賃金時間額と割増賃金算定基礎賃金の比較

賃金の種類	最低賃金比較の賃金時間額	割増賃金算定基礎賃金
基本給	加算算入できる	加算算入する
歩合給	歩合給の割増賃金計算方法による※	歩合給の割増賃金計算方法による※
職務給	加算算入できる	加算算入する
業務手当	加算算入できる	加算算入する
作業手当	加算算入できる	加算算入する
特殊勤務手当	特殊作業を行った時間分支払うものは、特殊作業が時間外労働に及んだ分のみ加算算入できる	特殊作業を行った時間分支払うものは、特殊作業が時間外労働に及んだ分のみ加算算入する
深夜手当	午後 10 時から翌午前 5 時までの深夜業に対する割増賃金なら不算入	午後 10 時から翌午前 5 時までの深夜業に対する割増賃金なら不算入
生産奨励金	時間外労働に対して支払うものならば不算入、それ以外は加算	時間外労働に対して支払うものならば不算入、それ以外は加算
生産手当	生産量が月間目標を超えた場合の加給が個人別評価によるなら歩合給の割増賃金計算方法による※	生産量が月間目標を超えた場合の加給が個人別評価によるなら歩合給の割増賃金計算方法による※
皆勤手当	加算算入できない	加算算入しなければならない
精勤手当	加算算入できない	加算算入しなければならない
外勤手当	事業場外労働のみなし労働時間制に対する賃金が時間外労働に対する固定割増賃金は不算入、それ以外は算入できる	事業場外労働のみなし労働時間制に対する賃金が時間外労働に対する固定割増賃金は不算入、それ以外は算入
家族手当	扶養家族、同居家族に応じて支払われる手当は算入できない	扶養家族、同居家族に応じて支払われる手当は不算入
住宅手当	賃貸住宅、持ち家の負担に対して支払われる手当は算入できる	賃貸住宅、持ち家の負担に対して支払われる手当は不算入
通勤手当	通勤距離、通勤方法に応じて支払われる手当は算入できない	通勤距離、通勤方法に応じて支払われる手当は不算入
子女教育手当	扶養子女の学資負担に対して支払われる手当は算入できる	扶養子女の学資負担に対して支払われる手当は不算入
大入袋	客席が満員御礼のときに臨時に支払われる手当なら算入できない	客席が満員御礼のときに臨時に支払われる手当なら不算入
特別業績手当	事業に特別の利益があったときに臨時に支払われる手当なら算入できない	事業に特別の利益があったときに臨時に支払われる手当なら不算入

精皆勤手当だけが、最低賃金比較の賃金時間額には加算できないのに、割増賃金算定基礎賃金には加算しなければいけない賃金なので割増賃金違反になりうるので、要注意！

住宅手当と子女教育手当は、最低賃金比較の賃金時間額には加算できるのに、割増賃金算定基礎賃金には加算なくていい賃金なので違反にはならないので安心。